



資料2

令和6年度神奈川県災害医療対策会議 報告事項（ア）
神奈川県保健医療救護計画の改定

神奈川県健康医療局健康危機・感染症対策課 災害医療グループ

令和7年3月11日（火）

「神奈川県保健医療救護計画」の概要

計画の目的	大規模災害に備え、 発災時の関係機関等との体制や役割、基本的な保健医療活動の手順 などを定め、県民の生命と健康を守るための 保健医療体制と活動内容 を明らかにする
計画の性格	「神奈川県地域防災計画」の医療救護に係る部分及び「神奈川県保健医療計画」の災害時医療に係る部分の個別計画
想定する災害	大規模災害、局地災害、原子力災害、他県での大規模災害
対象区域	県内全市町村（関係機関・団体含む）
計画期間	定め無し（状況に応じて適宜改定）

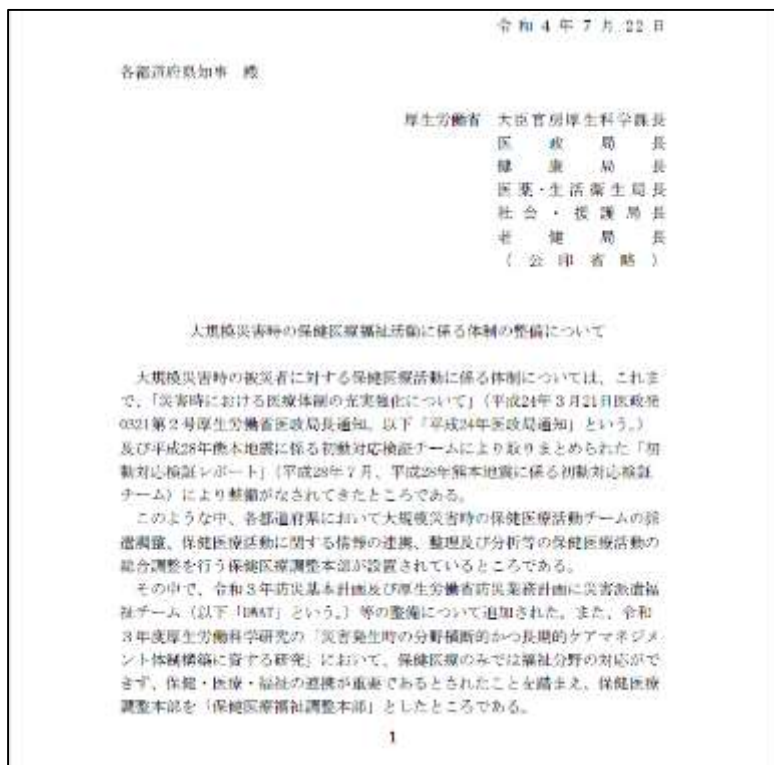
(参考) 「神奈川県保健医療救護計画」の策定経緯等

策定・改定の主な経緯

- ・ 平成8年9月(策定) 平成7年1月に発生した**阪神・淡路大震災**での医療救護上の**教訓**を踏まえ、「**神奈川県医療救護計画**」策定
- ・ 平成24年12月(改定) 平成23年3月に発生した**東日本大震災**の検証等を踏まえ、**全面改定**
- ・ 平成30年3月(改定) 平成28年4月に発生した**熊本地震**の検証等を踏まえ、改定
(本部の名称を「**医療救護本部**」から「**保健医療調整本部**」
に**変更**し、医療分野に加え、保健分野も本部が調整)
(計画名称の変更:「**神奈川県保健医療救護計画**」)
- ・ 令和7年3月(改定予定) 令和6年1月に発生した**能登半島地震**の**教訓**などを踏まえ、**改定予定**(後述)

今回改定の背景①：保健医療と福祉の連携の必要性

R4.7.22厚労省通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」



- ・現状、各都道府県では保健医療活動の総合調整を行う**保健医療調整本部**を設置
- ・保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、**保健・医療・福祉の連携が重要**

各都道府県は、災害対策本部の下に、**保健医療福祉活動の総合調整**を行うための「**保健医療福祉調整本部**」を設置すること

令和元年房総半島台風における社会福祉施設での被害などを踏まえ、**保健・医療・福祉で連携した本部体制の整備について国通知**

今回改定の背景②：令和6年能登半島地震で判明した課題への対応



令和6年能登半島地震での取組を通じ、被災した社会福祉施設における医療ニーズの把握やデジタルツールの活用、各地域との連携といった課題が判明

今回の計画改定における4つのポイント

◆ 計画名称を「神奈川県災害時保健医療救護計画」に変更

ポイント
①



保健医療福祉調整本部の設置

ポイント
②



保健医療福祉調整本部内に「IT化支援担当」を新設

ポイント
③



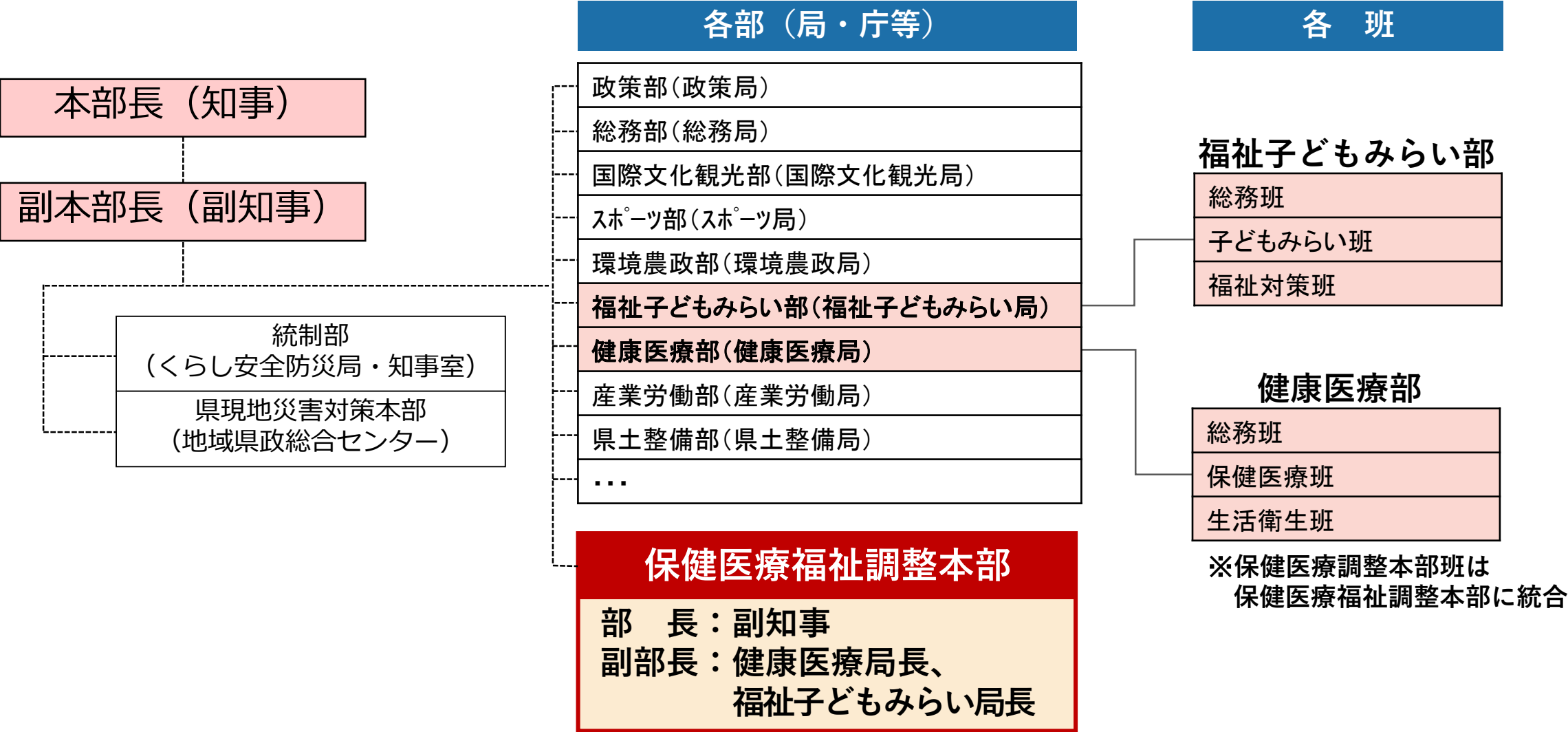
災害発生時の社会福祉施設の被災状況の把握

ポイント
④



地域における保健医療福祉活動に係る情報の整理・分析

【ポイント①】 保健医療福祉調整本部編成体制（令和7年4月以降）



災害時の保健医療と福祉の円滑な連携のため、**保健医療福祉調整本部**を編成

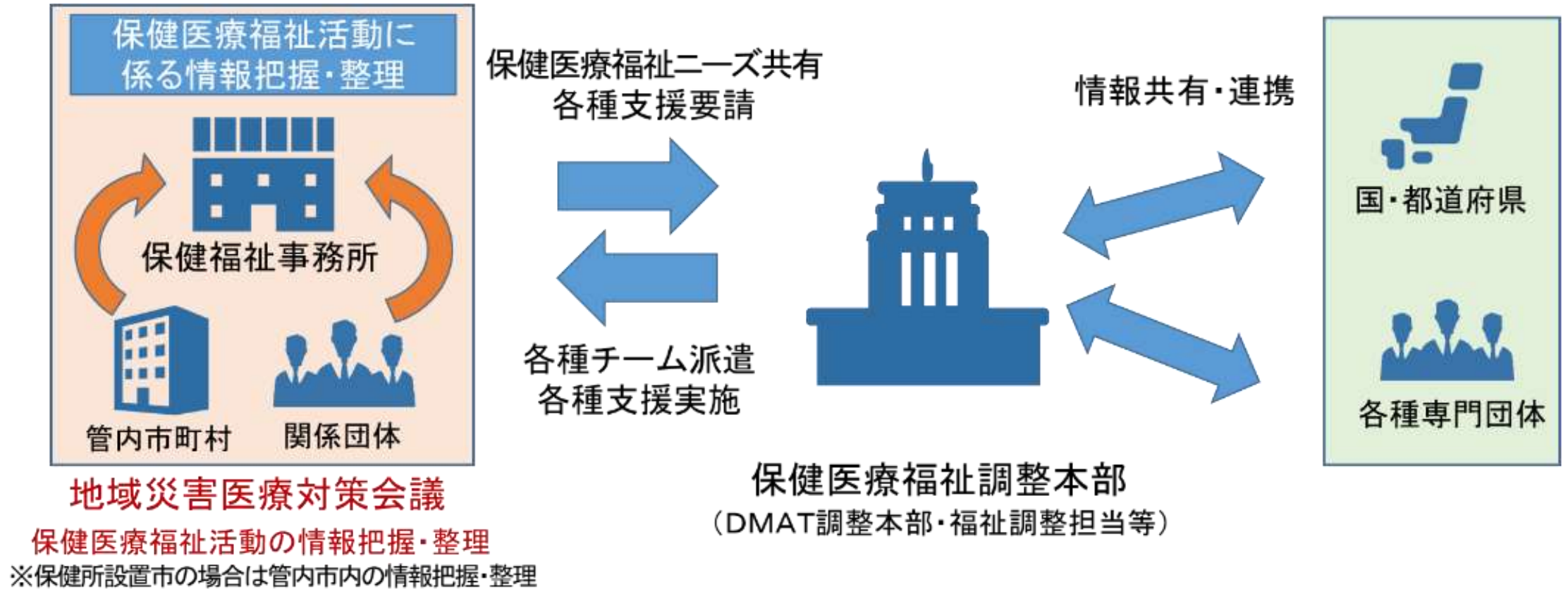
【ポイント①・②】 保健医療福祉調整本部内に福祉調整班・IT化支援担当を新設

保健医療福祉調整本部内の班体制図



保健医療と福祉の連携強化・デジタルツールの活用のため、
新たに「福祉調整班」「IT化支援担当」を設置

【ポイント③】 災害発生時の社会福祉施設の被災状況の把握



被災した社会福祉施設からの医療ニーズ等の把握

※災害時に社会福祉施設の医療ニーズ等を把握するためのシステムは現在検討中

【ポイント④】 地域における保健医療福祉活動に係る情報の整理・分析

方針案

保健医療福祉調整本部の設置(R4.7.22付国通知)に伴い、保健所は「保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析」の主体として位置づけ

把握情報 (R7.4～)

①保健医療活動に関する情報

- ・ 管内の医療機関の被災状況
- ・ 救護所及び避難所における医療ニーズ
- ◎ 被災した社会福祉施設における医療ニーズ

・ : 現在の把握情報
◎ : 今回新たな追加項目

②福祉活動に関する情報

- ◎ 避難所における、DWAT活動に関わる福祉ニーズ
- ◎ 管内地域におけるその他福祉ニーズ(※)

※ 避難所での福祉ニーズを基本とするが、車中泊避難、テント避難、在宅避難等の要配慮者のうち、広域的な調整など県による福祉的支援の必要性が高い方について、市町村などから得た情報があれば県保健医療福祉調整本部に提供。

地域における保健医療と福祉の連携のため、保健福祉事務所の役割を強化

(参考) 今回の改定で新たに計画に位置付けられる役割

番号	名称	主な役割
①	県災害薬事コーディネーター	- 被災地の医薬品等に関する情報の把握やマッチング - 薬剤師・医薬品等調整担当への助言
②	災害時透析医療アドバイザー	- 県内透析医療機関の情報の把握やマッチング - 医療調整担当（透析）への助言
③	災害歯科コーディネーター	- 神奈川県歯科医師会での口腔衛生用品などの配布調整 - 歯科保健医療担当への助言
④	DWAT (災害派遣福祉チーム)	地域における災害時要配慮者の福祉ニーズへの対応

計画の構成

はじめに

- 1 目的
- 2 基本的な考え方
- 3 本計画が想定する災害

第1章 県内の大規模災害における対応

第1節 役割と体制

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関等

第2節 保健医療福祉活動

- 1 情報の収集と伝達
- 2 保健医療活動チームの活動（現場支援）
- 新** 3 災害派遣福祉チームの活動（現場支援）
- 4 本部支援チームの活動
- 5 傷病者の搬送
- 6 医薬品等・血液製剤の確保
- 7 保健対策
- 8 生活衛生対策
- 9 防疫対策
- 10 要配慮者支援

第3節 災害フェーズと主な対応

- 1 フェーズ1：発災直後（発災直後～およそ1日後）
- 2 フェーズ2：超急性期（およそ発災1日後～3日後）
- 3 フェーズ3：急性期（およそ発災3日後～1週間後）
- 4 フェーズ4：亜急性期（およそ発災1週間後～1か月後）
- 5 フェーズ5：慢性期（およそ発災1か月後～）

第2章 県内の局地災害等における対応

- 1 局地災害
- 2 原子力災害

第3章 他の都道府県における大規模災害への対応

- 1 県の役割
- 2 災害拠点病院・関係機関等の役割

第4章 平時の対応

- 1 県
- 2 市町村
- 3 医療機関
- 4 災害拠点病院
- 5 災害協力病院
- 6 災害拠点精神科病院

説明は以上です。

・健康危機・感染症対策課 災害医療グループ 會田（あいだ）